

中国商標制度の概要

2021年4月

JPDS 日本パテントデータサービス株式会社

中国商標制度の概要：制度の特徴

◆ 制度全般では、基本、日本の制度と変わらない。

- ・商標権は、商標登録によって発生。
- ・商標登録の対象は、文字・図形・立体的形状・色彩・音、並びにこれらの組み合わせからなる商標(但し、色彩のみの商標・動的商標は登録不可能)。
- ・登録要件を審査(識別力・他人の登録商標との類否等を審査)。
- ・異議申立制度あり(登録前、日本は登録後)。
- ・マドリッドプロトコルに加盟。
- ・不使用取消制度あり(3年間不使用)。

◆ 商標出願～登録の手続では、拒絶の決定前の拒絶理由通知はない、手続期限等が短い等、日本と異なる点が多い。

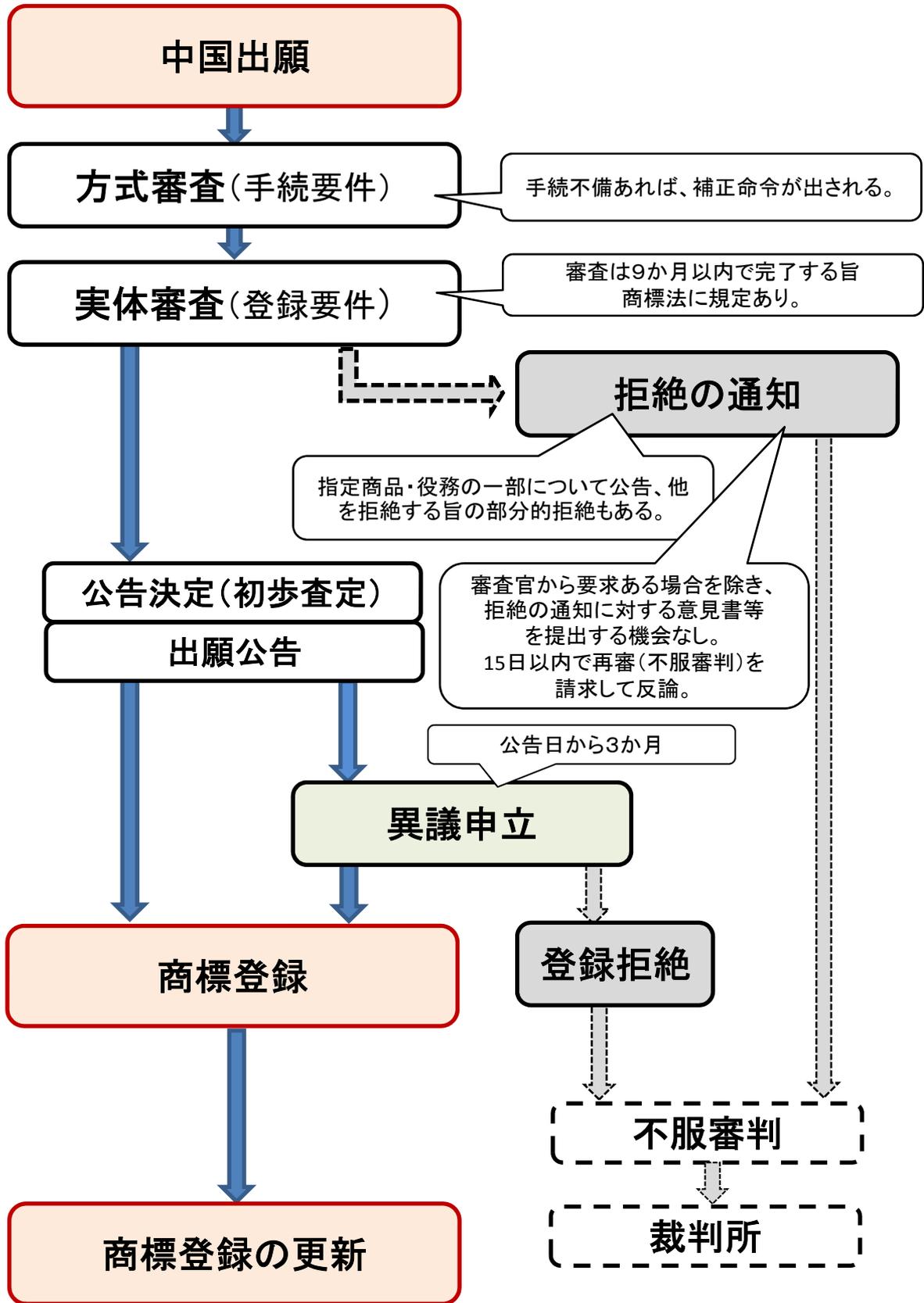
- 商品・役務の指定は具体的な個々の商品・役務を指定。10個を超える指定は追加料金が発生する。
- 出願人には、審査官が要求した場合を除き、原則として、拒絶する旨の通知に対し意見書で反論する機会是与えられない。但し、拒絶に不服の場合、商標評審委員会による再審査(日本の審判に相当)を請求することができる。
- 商標評審委員会への再審査請求期間は、拒絶査定から15日間(外国出願人も同様)と短い。商標評審委員会の決定に不服の場合の裁判所への提訴も30日しかない。

商標登録をスムーズに進めるためには、商標登録の可能性確認のため事前に商標調査を行ったり、出願にあたっては商品・役務の記載方法について現地代理人との間で協議・確認するのが望ましい。

◆ (制度的な特徴ではないが) 中国は、出願件数が他の国に比べて圧倒的に多く、一方では模倣品や模倣登録も多いことに注意が必要である。

- ・2020年の出願件数は911万件(日本は18万件)。
- ・商標出願・登録の件数が多いことは、中国での商標使用は他人の権利侵害となるリスクも高まるため、使用にあたっては事前に調査のうえ自己の商標の登録を早期に図ったり、模倣登録の監視等の必要性が高い。

中国商標制度の概要： 出願から登録までの流れ



中国商標制度概要： 出願～登録手続

1. 出願時に必要な情報・書類

- ①商標(見本)の提出
- ②商品・役務の指定

基本的には日本と同様。
日本語(カタカナ、ひらがな、漢字)の商標は、
図形として扱われ、意味合い等の
説明が要求される。

* 原則として、「類似商品・サービス区分表」にある個々の商品・役務名で指定要。
「類似商品・サービス区分表」では類似群コード体系が採用されているが、同一類似群でも
類似しないとされているもの・類似群コードが異なっても類似とされているものがある。

- ③委任状

2. 商標登録できない商標(主な拒絶の理由)

概して、日本と同様

- ①絶対的拒絶理由： 商標登録の適格性を欠くもの(=誰もが登録できない)
 - ・商品の内容・特徴・品質等を示す商標等、自他商品識別力のないもの
 - ・品質誤認を生ずるようなもの
 - ・国旗、政府機関・国際機関の名称等に該当、又は公序良俗に違反
- ②相対的拒絶理由： 他人の商標との関係で登録できない
 - ・他人の既登録商標に同一・類似の商標
 - ・馳名商標(著名商標のことで別途の手続で認定される)との間で混同を生ずるもの

* 2019年の改正で、「使用を目的としない悪意ある出願」も拒絶されることになった。

3. 商標の審査～登録

日本では、公報掲載・異議申立は登録後。

- ①審査の結果、拒絶理由がないと判断されれば、公告決定(「初步审定」)がなされ、公告(公報掲載)、第三者に異議申立の機会が与えられる。
- ②拒絶理由がある場合、拒絶の旨通知される。これに対し、審査官からの要求がある場合を除き、意見書・補正書等の提出はできないが、審判(商標評審委員会による再審)を請求して反論することはできる。審判請求は拒絶通知の日から15日以内と短く、延長もできない。
なお、指定商品・役務の一部が拒絶され、他は登録するとの公告決定がされることもある。
- ③異議申立がなかった場合、又は、異議申立があっても審査の結果登録可と判断された場合、商標登録に進む。
- ④商標評審委員会による審判(再審)の拒絶決定に不服の場合、更に裁判所で争うことができる。

4. 商標登録の維持

- ①登録期間は、登録日より10年間(10年毎更新可)。
- ②3年間の継続不使用は登録取消の原因となる。
- ③登録商標を他人に使用許諾(ライセンス)した場合、商標局への登録が必要となる。

日本では、ライセンス(通常使用权)の登録は任意。